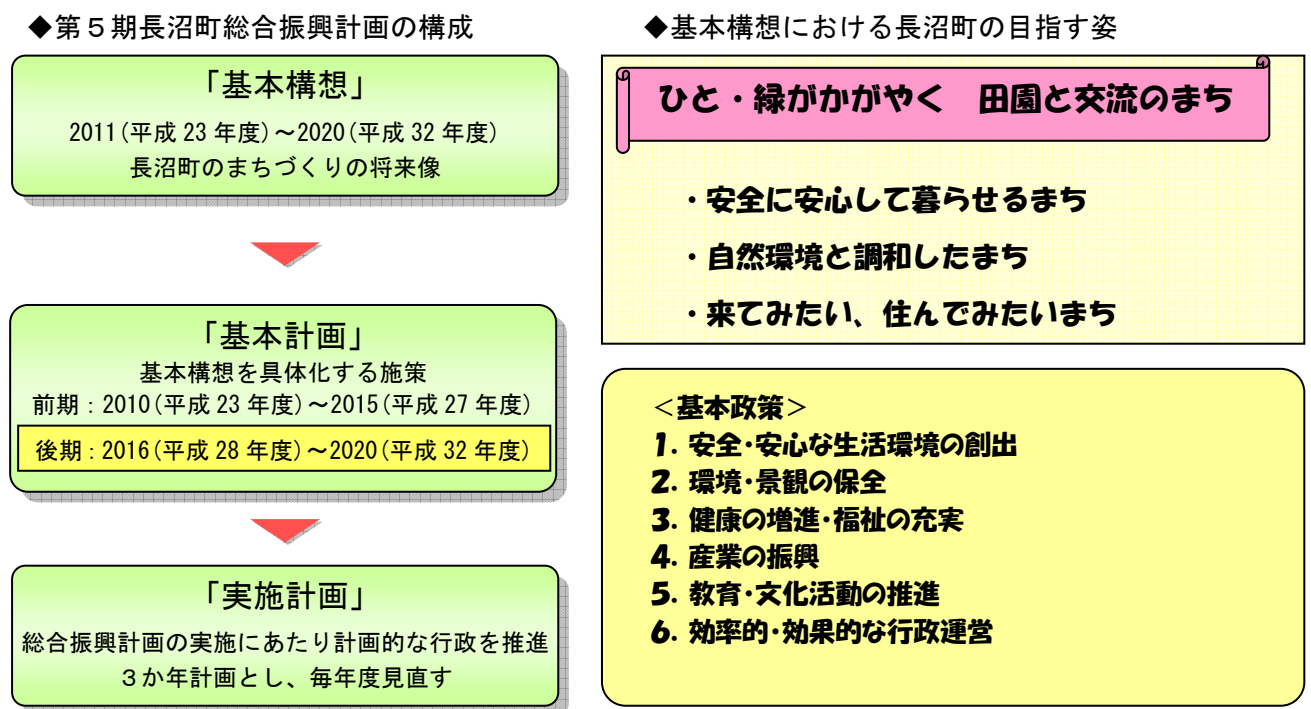


## 第5期長沼町総合振興計画・後期基本計画（案）の概要

### 1. 計画の位置付け

- 第5期長沼町総合振興計画・基本構想（H23～32）に掲げられた町のめざす姿「ひと・緑がかがやく 田園と交流のまち」を具現化するため、後期5か年（H28～32）で実施すべき施策を体系的に整理した「まちづくりの最上位計画」。



### 2. 計画の構成

- 後期基本計画は、6つのまちづくり分野にわたる45の施策で構成。
- 6つのまちづくり分野ごとの45の施策は、それぞれ「現況と課題」、「施策の体系」、「主な施策」で構成。

現況と課題・・・これまでの取り組みを踏まえた現在の状況と、直面している問題点及び解決するための課題

施策の体系・・・計画の目標を達成するために必要な施策を体系的に示したもので、行政内部の連携を明らかにしたもの

主な施策・・・後期5か年における主要施策

### 3. 計画の推進方法

- 町の行財政を取り巻く環境は、地方への権限移譲等の制度改革が進められている中であり、先行きは依然として不透明な状況。
- 後期基本計画の推進に当たっては、行財政改革を推進するとともに、毎年度の予算編成において向こう3か年の「実施計画」を策定することにより、行財政環境の変化に機動的に対応しつつ、目標実現に向けた施策を効果的に推進。

### 4. 分野ごとの主要施策の概要

※下表における下線部は、後期基本計画において新たに取り入れた視点

#### 第2章 安全・安心な生活環境の創出

施策分野	主な施策
第1節 治水対策の推進	千歳川流域の抜本的治水対策の早期実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「千歳川河川整備計画」及び「夕張川河川整備計画」に基づく各種対策の事業促進を要請</li> </ul> 中小河川の改修と内水排除施設の整備促進 貯水機能の増進
第2節 土地利用	土地利用計画の策定 優良農地保全対策の推進 市街地土地利用の計画的推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地開発の適切な指導と調整 等</li> </ul> 白地地域（都市計画区域内未線引き地域）の土地利用コントロール推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業的土地利用との整合を図りつつ、未利用土地資源の有効活用を図る</li> </ul> 集落集中地域の生活環境整備推進
第3節 交通網の整備	地域発展に貢献し快適で利便性の高い道路ネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道央圏連絡道路の早期開通を促進 等</li> </ul> 快適な暮らしを支える生活道路の整備推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>「長沼町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁補修を適切に実施</u> 等</li> </ul> 住民生活を支える公共交通の利便性追求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町営バスの運行サービス向上、デマンドバスの運行継続 等</li> </ul>

<p>第4節 情報化の推進</p>	<p>行政の情報化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請について、住民サービスの向上を図る 等</li> </ul> <p>地域の情報化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ活動やNPO等に対する情報化支援を推進 等</li> </ul> <p>情報化に対応する人材の育成</p>
<p>第5節 上下水道の整備</p>	<p>水需要に対応した良質な水道水の安定供給の確保</p> <p>下水道事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全町の下水道普及率及び水洗化率の向上を図る 等</li> </ul>
<p>第6節 住環境の整備と定住 促進</p>	<p>公営住宅の計画的建替と更新の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>長沼町公営住宅等長寿命化計画</u>」に基づき、計画的な建替及び維持保全を推進 等</li> </ul> <p>美しくゆとりある住宅地の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆとりある敷地スペースで家庭菜園や花壇などを楽しめる田園型住宅の建築を推進</li> <li>・<u>住宅リフォームや耐震診断に対する支援</u> 等</li> </ul> <p>定住促進に向けた施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>お試し暮らし</u>」対象住宅を整備・拡充</li> <li>・「<u>空き家バンク制度</u>」について地域への普及啓発ならびに移住希望者と地域とのマッチングを図る 等</li> </ul>
<p>第7節 公園・緑地の整備</p>	<p>水と緑のネットワーク形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>長沼町公園施設長寿命化計画</u>」に基づき、施設の適切な修繕や改築を行い、既存公園施設等の充実に努める 等</li> </ul>
<p>第8節 環境衛生の推進</p>	<p>ごみ減量化と資源リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源回収の啓発によるごみ減量化の促進とリサイクル意識の高揚 等</li> </ul> <p>環境美化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの不法投棄防止のため「さわやか環境づくり条例」をPR</li> <li>・ペットの飼い主への指導の徹底を図るとともに「<u>ペット条例</u>」を制定 等</li> </ul> <p>霊園の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付状況を踏まえて逐次整備を図る</li> </ul>
<p>第9節 交通安全</p>	<p>交通安全施設の整備促進</p> <p>交通安全教育の徹底と交通安全運動の推進</p>

第10節 安心を支える体制の 充実	関係機関等の連携強化による防犯体制の充実 青少年健全育成活動の推進体制確立 街路灯、防犯灯の整備促進 消費生活行政の機能強化
第11節 防災体制の充実	災害時の体制充実 ・「長沼町地域防災計画」に基づき災害体制を充実 ・高齢者等の災害時避難行動要支援者の円滑な避難のため「ご近所あんしんネットワーク事業」の充実 防災意識の高揚 ・総合防災訓練の実施ならびに住民への防災情報の提供等により、防災意識の高揚と防災知識の普及 ・地域住民、事業所等における自主防災組織の育成
第12節 消防・救急	消防体制の整備充実 ・消防施設の計画的な整備ならびに老朽化車両の更新を図り、各種災害に対応できる体制を強化 等 防火意識の高揚と自主防火組織の育成 救急体制の充実強化 ・救急救命士の複数乗車を維持し、特定行為や処置拡大に対応できる救急救命士を計画的に育成し、救命率の向上に努める ・救命講習会への参加を呼びかけ、AEDの普及と救急に対する意識の向上に努める 等

### 第3章 環境・景観の保全

施策分野	主な施策
第1節 自然環境の保全	自然資源の保全と利活用の推進 ・「森林整備計画」に基づき、森林資源の育成と生態系の保全等に努めるとともに、「森林経営計画」の策定を推進し、計画的な間伐・再造林を働きかける 等
第2節 循環型社会の形成と 公害防止	ごみ減量化と資源リサイクルの推進（第2章第8節との重複項目） 生産活動・生活による公害の防止 ・家畜排せつ物管理の点検、指導活動の充実と、耕畜連携による土づくりの推進 等

第3節 新エネルギー・省エネルギー	<p>新エネルギーの導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電システムの導入促進等による環境に配慮した安全・省エネルギー型住宅の建設促進 等</li> </ul> <p>省エネルギー、環境に配慮した生活の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止の観点から、公共施設等における省エネルギーに努める</li> <li>・省エネルギー等に関する意識啓発 等</li> </ul>
第4節 環境教育・環境学習の推進	<p>体系的な環境教育・環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2期長沼町生涯学習推進計画」に基づき、環境学習を推進 等</li> </ul> <p>環境情報の発信・共有</p>
第5節 緑化・花いっぱい活動の促進	<p>緑化・花いっぱい活動の促進</p> <p>緑と光にあふれるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「長沼町美しい景観づくり計画」に基づき植栽等による修景や緑化を推進 等</li> </ul>
第6節 清掃美化	<p>整理されたきれいなまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区、各団体等の自主的清掃美化活動を促進 等</li> </ul>
第7節 親水空間の創出	<p>うるおいのあるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年夏の「エンジョイせせらぎ祭り」等を通じ、水に親しむ機会の創出 等</li> </ul>
第8節 景観形成の推進	<p>景観形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「長沼町美しい景観づくり計画」に基づき、景観悪化の防止とともに美しい景観の形成に努める</li> </ul> <p>景観資源の保全と活用推進</p>

#### 第4章 健康の増進・福祉の充実

施策分野	主な施策
第1節 保健の充実	<p>セルフケア意識の高揚と生活習慣病予防活動等の充実</p> <p>少子高齢社会に対応した保健サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児、児童、高齢者への保健活動充実、各センターと連携した子育て支援や高齢者の生活支援等を進める中で、健康管理・健康づくりを推進</li> </ul>
第2節 医療の充実	<p>町立長沼病院の医療サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な連携等による救急医療体制の充実を図る</li> <li>・町立病院の病床数の見直しと改築について検討 等</li> </ul>

<p>第3節 地域福祉の推進</p>	<p>地域福祉推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会の活動支援 等</li> </ul> <p>地域福祉活動の充実促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターの機能充実 等</li> </ul> <p>福祉のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の設備改善や段差解消等、環境整備の推進 等</li> </ul>
<p>第4節 高齢者福祉の充実</p>	<p>高齢社会に対応した総合的・一体的高齢者福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・りふれを拠点とした、保健、医療、福祉、地域などの連携によるネットワークづくりの強化と、在宅福祉サービスの充実</li> <li>・緊急通報装置の設置推進</li> <li>・<u>介護型老人保健施設の定員数増と移転改築について検討</u> 等</li> </ul> <p>高齢者の生きがい対策と働く場の確保促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援、老人クラブの自主活動への支援やシルバー人材センターの自立活動を支援 等</li> </ul>
<p>第5節 児童福祉・子育て支援の充実</p>	<p>保育サービスと幼児教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育体制、保育時間等、保育サービス内容の充実に努める 等</li> </ul> <p>児童の健全育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>児童が健全に過ごせる居場所や安心・安全に過ごせる活動拠点（児童館）の整備</u></li> </ul> <p>子育て支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターを核とした子育て相談、各種講座等、子育てに関する普及啓発や情報提供</li> <li>・<u>ファミリーサポートセンターを設置し、必要な時に必要な援助を受けられる環境の整備</u></li> <li>・<u>チャイルドシート購入費の一部助成</u> 等</li> </ul>
<p>第6節 ひとり親家庭等に対する福祉の充実</p>	<p>ひとり親家庭等に対する福祉の充実と自立の促進</p>
<p>第7節 障がい者（児）福祉の充実</p>	<p>障害者（児）福祉の充実と社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者（児）及び難病患者への各種保健、医療、福祉サービスの充実を図る</li> <li>・利用しやすい相談体制を整備し、働く場の確保を図る 等</li> </ul>

<p>第8節 生活援護の充実</p>	<p>生活援護の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関団体等との連携を深めながら、低所得者の自立援助に向けた指導・助言及び相談体制の充実を図る 等</li> </ul>
<p>第9節 介護保険の充実</p>	<p>介護保険事業の推進と町独自サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>在宅医療と介護の連携において、町立病院を中心に、地域包括支援センターの機能を充実し、多職種連携による支援を充実</u></li> <li>・<u>「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期の受診や介護サービス等を通じた適切な対応を充実</u></li> <li>・<u>住民参加型地域づくりにおいて、身近な地域でできる福祉活動を話し合い、情報共有及び連携強化などのネットワーク化を図る協議体の設置・取組の充実を図る 等</u></li> </ul> <p>情報提供と相談業務体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度が広く町民に理解され、よりスムーズな利用ができるよう地域包括支援センターとの連携を図り、体制を充実</li> </ul>
<p>第10節 社会保障の充実</p>	<p>国民健康保険事業・<u>後期高齢者医療保険事業の健全運営と医療費の適正化推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費分析に基づく生活習慣病の実態把握に努め、保健事業を積極的に推進し、<u>ジェネリック薬品の活用により医療費の節減に努める</u></li> <li>・<u>国民健康保険事業の2018年度(平成30年度)の都道府県化について、動向等を的確に把握し、対処する</u></li> <li>・<u>後期高齢者医療保険事業の医療費の適正化を推進し、国民保健の向上および高齢者福祉の増進に努める 等</u></li> </ul> <p>国民年金制度の安定運営のための協力・連携</p>

## 第5章 産業の振興

施策分野	主な施策
<p>第1節 農林業の振興</p>	<p>土地利用型と集約型による地域複合型農業の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高収益作物の導入を図り産地化・ブランド化による所得の確保を支援 等</li> </ul> <p>農業生産性の向上と農地流動化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の大区画化・汎用化などの土地改良事業を推進し、地域農業の安定と食糧供給力の強化を目指す 等</li> <li>・農用地利用円滑化事業や農地中間管理機構事業等により賃貸借や売買を促進し、農地の流動化を図る 等</li> </ul>

	<p>担い手の育成と地域農業を支える体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な担い手の経営全体に着目し経営安定対策等の円滑な導入を図る</li> <li>・<u>GPSやICTといった最新技術の導入を進める</u> 等</li> </ul> <p>環境保全と持続可能な循環型農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコファーマー、クリーン農業技術により生産された農産物について、栽培方法等を簡明に表示することにより、消費者・実需者に本町農産物の優れた特質を積極的にアピールし、差別化を図る 等</li> </ul> <p>グリーン・ツーリズム、スローフード運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の農業体験等の機会を拡充するとともに「<u>長沼町食育推進計画</u>」に基づき町民一丸となって「食育」を推進</li> <li>・構造改革特区の認定を活かしたグリーン・ツーリズム事業の推進 等</li> </ul>
第2節 鉱工業の振興	<p>町の特性を活かした企業誘致・起業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業と連携した食品加工等の地域資源活用型産業の振興を図る 等</li> </ul> <p>中央長沼工業団地の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した工業団地の整備を推進 等</li> </ul> <p>技術開発・人材育成等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業融資制度の活用促進による経営安定化・近代化を支援 等</li> </ul>
第3節 商業の振興	<p>経営者の意識向上と快適で魅力ある商店街の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会による経営指導、研修事業、人材育成等活動充実を支援 等</li> </ul> <p>地域性のあるイベントの計画的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「夕やけ市」の支援とともに、集客性ある新しいイベント創出を支援</li> </ul> <p>地域・異業種との連携強化</p>
第4節 観光・レクリエーションの振興	<p>体験型・滞在型観光レクリエーションメニューの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な観光レクリエーションメニューの充実 等</li> </ul> <p>広域観光の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な観光ルートを検討し、広域的連携によるPR活動を推進</li> </ul> <p>観光情報の提供とイベント等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを利用して観光情報を積極的に発信 等</li> </ul>
第5節 雇用の確保・安定	<p>町の特色を活かした産業振興を通じた雇用の確保・安定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優れたIT技能を有する個人と、人材を必要とする企業等との仲介</li> <li>・SOHO、情報・コンテンツ産業の誘致、起業の推進について検討 等</li> </ul> <p>企業誘致の推進</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働力情報及び企業情報の収集、<u>遊休地および工業用地の調査を行う</u>等 まちづくりに参画する住民組織の育成</li> <li>・各種団体との意見交換も行いつつ、行政と協働するNPOの育成を検討</li> </ul>
--	---

## 第6章 教育・文化活動の推進

施策分野	主な施策
第1節 生涯学習の充実	<u>生涯学習の推進</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2期長沼町生涯学習推進計画後期基本計画」に基づき生涯学習を推進</li> <li>・インターネットを活用した生涯学習活動を推進 等</li> </ul>
第2節 家庭教育の充実	<u>子育てに関する学習機会の充実</u> <u>子育て支援サービスの充実</u> <u>家庭教育の理解を深める学習機会の充実</u>
第3節 義務教育の充実	<u>社会で生きる実践的な力の育成</u> <u>豊かな心と健やかな体の育成</u> <u>信頼される学校づくりの推進</u>
第4節 高等学校に対する支援	<u>特色ある学校づくりへの支援</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の提供、検定料の助成ならびに中学校スクールバスの混乗を継続</li> </ul>
第5節 社会教育・社会体育の充実	<u>生涯各期の学習機会の充実</u> <u>学校・家庭・地域が連携した子どもの健全育成</u> <u>図書館の機能充実</u> <u>健康づくりの推進</u> <u>ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備</u> <u>学校・家庭・地域における子どもの運動、スポーツ機会の推進</u> <u>住民が主体的に参画するスポーツ環境の充実</u>
第6節 文化の振興	<u>文化芸術活動のための条件整備</u> <u>文化財、伝統文化の保存と継承</u> <u>専用施設の整備</u>

## 第7章 効率的・効果的な行政運営

施策分野	主な施策
第1節 行政活動の推進	<u>広報公聴活動の充実と情報公開による町民と協働するまちづくりの推進</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすく読みやすい「広報ながぬま」の発行を進める 等</li> </ul>

	<p>行財政改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行財政の簡素・効率化を図る</li> <li>・ 指定管理者制度について、サービスの向上と経費縮減を図ることを念頭に積極的に取り入れる</li> <li>・ 「<u>公共施設等総合管理計画</u>」を策定し、<u>公共施設の適正な管理、利活用ならびに統廃合を推進</u> 等</li> </ul> <p>効果的な計画行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合振興計画と部門別計画等の整合性を確保 等</li> </ul> <p>効率的な広域行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺自治体との広域的な連携を推進</li> </ul>
<p>第2節 コミュニティ活動の促進</p>	<p>行政区等活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政区等の自主的・主体的活動促進を図るため、地域の要望に沿った情報提供等の支援を行う 等</li> </ul>
<p>第3節 人材の育成</p>	<p>意欲的に挑戦する人材育成の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「未来をひらく人づくり基金」などの財源を有効活用し、人材育成事業を進める 等</li> </ul>
<p>第4節 地域間交流の推進</p>	<p>地域間交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姉妹都市、友好親善宣言都市との交流を推進</li> <li>・ 南空知ふるさと圏の交流など、自治体間の交流を推進</li> <li>・ ふるさと会交流を推進 等</li> </ul>